

特定車両停留施設を利用できる車両の 範囲について

特定車両停留施設に停留できる車両の追加について

- 現在、特定車両停留施設に停留を許可できる特定車両は、**バス、タクシー、トラックのみ**。
- バスタ等の特定車両停留施設への**停留ニーズがある車両**のうち、**事業者が運行するもの**については、**省令改正により特定車両に追加**。

特定車両として追加指定

| 車両の種類 | イメージ | 法律的な位置付け | 事業者が運行 | 対応しない場合 路上停車のおそれがある |
|---|--|---|--------|------------------------|
| ① 企業や学校等の送迎車両 |  | 特定旅客自動車運送事業 | ○ | ○ |
| ② イベントや鉄道運休に伴う 臨時バスなど |  | 道路運送法第二十一条第二号の 許可を受けて行う運送事業 | ○ | ○ |
| ③ 公共ライドシェア (交通空白地有償運送、 福祉有償車両) |  | 自家用有償旅客運送事業 | ○ | ○ |
| ④ 日本版ライドシェア (地域の自家用車や一般 ドライバーによる有償運送) |  | 道路運送法第七十八条第三号の 許可を受けて行う運送事業 | ○ | ○ |
| ⑤ 上記のほか、運賃を収受 しない送迎車両 (旅館の送迎車両等) |  | その他の旅客の運送の用に供する 自動車で道路管理者が必要と 認めるもの | ○ | ○ |
| ・ 送迎用一般車 (キスアンドライド) | | 一般車両 | × | ○ |
| ・ レンタカー、カーシェア | | 自家用自動車有償貸渡業の用に 供する車両 | × | × |

○ 特定車両停留施設に停留できる車両を以下の通り位置づける。

| | 分類 | 想定される車両 |
|---|--|---|
| 1 | 一般乗合旅客自動車運送事業 | 路線バス |
| 2 | 一般貸切旅客自動車運送事業 | 貸切バス |
| 3 | 一般乗用旅客自動車運送事業 | タクシー |
| 4 | 特定旅客自動車運送事業 | 例：企業や学校などの送迎車両 (緑ナンバー) |
| 5 | 道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う運送事業 | 例：イベントや鉄道運休に伴う 臨時バスなど |
| 6 | 自家用有償旅客運送事業 | 例：交通空白地有償運送 福祉有償車両 |
| 7 | 道路運送法第七十八条第三号の規定による許可を受けて行う運送事業 | 例：地域の自家用車や 一般ドライバーによる有償運送 (日本版ライドシェア) |
| 8 | 一般貨物自動車運送事業 | トラック |
| 9 | 第一号から第七号までに掲げるもののほか、旅客の運送の用に供する自動車であつて、当該旅客の乗降による道路における交通の混雑を緩和するため停留させることが必要と認められるものとして道路管理者が指定するもの | 例：運賃を収受しない送迎車両 など(白ナンバー) |

- 今般追加する車両について、設計上の車両分類を以下のように位置づけ。
- (4)(6)(7)(9)については、様々な車両の種類が想定されるため、個別の施設の利用実態やニーズを踏まえ、設計上の車両分類をバス又はタクシーのいずれかから選択できる仕組みとする。

| | 分類 | 想定される車両 | 設計上の車両分類 |
|---|--|-------------------------------------|-------------|
| 1 | 一般乗合旅客自動車運送事業 | 路線バス | バス |
| 2 | 一般貸切旅客自動車運送事業 | 貸切バス | バス |
| 3 | 一般乗用旅客自動車運送事業 | タクシー | タクシー |
| 4 | 特定旅客自動車運送事業 | 例：企業や学校などの送迎車両（緑ナンバー） | バス／タクシー（選択） |
| 5 | 道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う運送事業 | 例：イベントや鉄道運休に伴う臨時バスなど | バス |
| 6 | 自家用有償旅客運送事業 | 例：交通空白地有償運送 福祉有償車両 | バス／タクシー（選択） |
| 7 | 道路運送法第七十八条第三号の規定による許可を受けて行う運送事業 | 例：地域の自家用車や一般ドライバーによる有償運送（日本版ライドシェア） | バス／タクシー（選択） |
| 8 | 一般貨物自動車運送事業 | トラック | トラック |
| 9 | 第一号から第七号までに掲げるもののほか、旅客の運送の用に供する自動車であって、当該旅客の乗降による道路における交通の混雑を緩和するため停留させることが必要と認められるものとして道路管理者が指定するもの | 例：運賃を収受しない送迎車両など（白ナンバー） | バス／タクシー（選択） |

【省令改正】特定車両の追加を踏まえた道路標識(案)

- 特定車両の追加に伴い、一般車両の誤進入を防ぐ必要があるため、「許可車両専用」の文言を追加することで、許可車両のみが停留できることをより明確に示すこととする。
- 追加する特定車両は様々な車種が想定されるが、いずれの場合も「バス」の図柄を適用する。

現在の道路標識様式

| バス | タクシー |
|------|-----------------------|
| | |
| トラック | 組合せ (例.バス・タクシーの場合) |
| | |

新たな道路標識様式の案

| バス、その他の特定車両 | タクシー |
|-------------|-----------------------|
| | |
| トラック | 組合せ (例.バス・タクシーの場合) |
| | |

- ・ 実際の施設に停留する車両の種類に応じて、「福祉車両専用」などの案内看板等の設置を検討。

【参考】パブリックコメントの募集

- 省令改正案についてパブリックコメントを募集し、合計6件の意見が寄せられた。
- 特定車両の追加を踏まえた施設の計画、運用等に関する意見が寄せられたため、今後の施設計画や現場の運用等において反映していく。

道路法施行規則及び特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメントの募集について

募集中

f facebook

X (旧Twitter)

| | |
|----------------|--|
| カテゴリー | 道路 |
| 案件番号 | 155260601 |
| 定めようとする命令などの題名 | 道路法施行規則及び特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部を改正する省令 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令 |
| 根拠法令条項 | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第8号、第48条の30第1項、第48条の31及び第48条の32第2項 道路法第45条第2項及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第5項 |
| 行政手続法に基づく手続か | 行政手続法に基づく手続 |

| | |
|-------------------|-----------------|
| 案の公示日 | 2026年2月9日 |
| 受付開始日時 | 2026年2月9日18時0分 |
| 受付締切日時 | 2026年3月11日18時0分 |
| 意見提出が30日未満の場合その理由 | |

出典： e-goveポータル パブリック・コメント <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1050>